

佐久市いじめから子どもを守る条例（案）

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者の責務である。

全ての子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境をつくることは、我々大人たちの責務であり、大人も子どもも「いじめは絶対に許さず、かつ見逃さない。」という強い決意の下、市全体で子どもたちを支え、見守りながら、いじめの根絶に向けて取り組まなければならない。

この考えに立ち、社会の宝である子どもたちが夢と希望にあふれ、笑顔輝く佐久市の実現を目指し、いじめから子どもを守るという考えの下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、市、教育委員会、学校、学校の教職員、保護者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する基本的事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2）いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- （3）学校 佐久市学校設置条例（平成17年佐久市条例第195号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- （4）子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- （5）保護者 子どもに対し親権を行う者（親権を行うものの無い時は、未成年後見人）をいう。
- （6）関係機関等 子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在学する者、市内で活動する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(8) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが子どもの心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 子どもは、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を講じなければならない。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子どもの保護者、市民及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域において子どもを見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して生活することができる環境をつくるよう努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認められる場合は、市、教育委員会、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(組織)

第10条 教育委員会は、学校におけるいじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るための組織を整備するものとする。

(重大事態への対応)

第11条 学校又は教育委員会は、重大事態が発生したと認めるときは、その事態に迅速かつ組織的に対処するものとする。

2 学校又は教育委員会は、重大事態が発生したと認めるときは、学校にあっては教育委員会を通じて、教育委員会にあってはその旨を市長に報告するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、自らの権限と責任において調査を行い、その結果を議会に報告するものとする。

(市及び教育委員会の連携)

第12条 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。